

記入例

(保育料の一部・就職準備金貸付)

様式第25号

保育業務従事（予定）証明書

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会会長 様

※消せるボールペンでの記入は不可です

【申請者】

ふりがな	西暦	年	月	日
氏名	〒	〒	〒	貸付番号
住所	〒	〒	〒	Tel ()

記入日で結構です。

以下の保育所等にて勤務を開始し、従事（予定）していることを届け出ます。

以下、保育所等記載

【従事先記入】

上記の者の勤務について、以下のとおりであることを証明します。

法人名								
従事施設名称								
従事施設所在地	〒	〒	〒					
従事施設 事業所種別 (裏面で確認してください)	ア	イ-1	ク	ケ				
職種	保育士	教諭	()					
雇用形態	西暦	年	月	日				
勤務時間	あり / 西暦	年	月	日まで				
	()ヶ月更新・最大 ()回まで							
勤務開始(復職)時の雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 正規職員以外 <input type="checkbox"/> 嘱託員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート 1週あたりの勤務時間 _____時間							
上記期間における休職の有無	就職した日から現在までの疾病等による休職期間について なし ・ あり ※ありの場合は下記より休職事由を記入してください 【 疾病・産育休・その他 () 】							
休職期間ありの場合のみ記入	休職期間	西暦	年	月	日 ~ 西暦	年	月	日
	復職日	西暦	年	月	日	復職		

【産休・育休明けで復職された方】は、
復職日でなく雇用開始日を記入してください。
【転職・初めて就業された方】は、雇用
開始年月日を記入してください。

【正規職員以外の場合】

1週あたりの勤務時間を記入してください。

【産休・育休明けで復職された方】は、
休業期間及び復職日の記入をお願いします。

【産休に入られる予定がある方】は、
これからの取得予定の期間と復職予定日の記入をお願いします。

【上記両方ある場合、休職を複数回取得されている場合】
段を分けて全て記入して下さい。

※修正テープ不可 ※消えるボールペン不可

※訂正の場合は、二重線を引き

借受人は個人訂正印を押印、

事業所は事業所印で押印し余白に正しい情報を記入して下さい

*裏面参照

(裏面)

～申込者が勤務する保育所等・事業所向け～ 勤務証明における注意事項

この勤務開始・従事状況届出書は、滋賀県社会福祉協議会 保育料の一部・就職準備金貸付申請における必要書類となっています。作成を依頼された保育所等のご担当者様におかれましては、下記にご注意いただき勤務・従事の証明をお願いいたします。

- 「従事施設名称」「従事施設所在地」には、実際に勤務する保育所等についてお書きください。
本資金の貸付は、滋賀県内の保育所等に勤務の方が対象です。
- 「従事施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない保育所等での勤務は本事業の対象ではありません。

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イー1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- イー2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ク 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設
- ケ 企業主導型保育事業

- 「雇用形態」は、該当するものに☑をご記入ください。また、「正規職員以外」の場合、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者に問い合わせさせていただくことをあらかじめご了承ください。
- 記入にあたって不明な点があれば、滋賀県社会福祉協議会までお問い合わせください。

(電話：077-567-3958)